

# 現況届・所得状況届は忘れずに

## □児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

児童扶養手当とは、父親のいない児童の母親や父親が重い障害のある児童の母親、もしくは母親に代わってその児童を養育している人に支給される手当をいいます。

特別児童扶養手当とは、心身に障害のある児童の父親または母親、もしくは父母に代わってその児童を扶養する人に支給される手当です。

### □支給対象児童の要件

- イ 父母が婚姻を解消した児童
  - ロ 父が死亡した児童
  - ハ 父が政令別表第2に定める程度の障害がある児童
  - ニ 父の生死が明らかでない児童
  - ホ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
  - ヘ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ト 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童であるか不明な児童
- ※特別児童扶養手当は、対象児童が児童（社会）福祉施設などに入所しているときは対象になりません。

### □手当月額

【児童扶養手当】  
 児童1人の場合、41,720円  
 (2人目は5,000円、3人目以降は3,000円の加算)  
 ※受給者の所得により、一部支給や支給停止、同居している扶養義務者の所得により、支給停止になる場合があります。

【特別児童扶養手当】  
 障害の程度により、1級 50,750円  
 2級 33,800円  
 ※受給者、扶養義務者の所得により、支給停止になる場合があります。

## □8月は現況届・所得状況届の時期です

児童扶養手当と特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月に「児童扶養手当現況届」「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しなければなりません。対象となる人には、個別に案内をしますので、受付日時などを確認して期間内に提出してください。

※届け出をしないと、手当が差し止められたり、受給資格が無くなったりする場合があります。

## □児童扶養手当が一部減額されます

児童扶養手当受給後5年を経過した人、もしくは事由発生から7年を経過した人を対象に、平成20年4月から現支給額の2分の1を超えない範囲で支給額が減額されることとなります。ただし、8歳未満の対象児童がいる人や母親自身に障害がある場合などは、減額対象から除かれる予定です。なお、詳細については、本年末以降に決定される予定となっていますので、決まり次第お知らせいたします。

## 母子家庭の自立支援事業

母子家庭の人を対象に、ホームヘルパーやパソコン講習会の開催、看護師や保育士の資格を取得する際の助成、就学資金の貸付など、自立を支援する事業があります。事業の詳細については、問い合わせ先に確認ください。

事業区分	問い合わせ先	電話番号
就業支援講習会	宮城県母子家庭等就業・自立支援センター	022 (295) 0013
自立支援教育訓練給付金	登米保健福祉事務所（登米合同庁舎内）	0220 (22) 7514
高等技能訓練促進費		
母子福祉資金貸付金		

### 【問い合わせ】

福祉事務所子育て支援室  
 ☎ 0220 (58) 5562

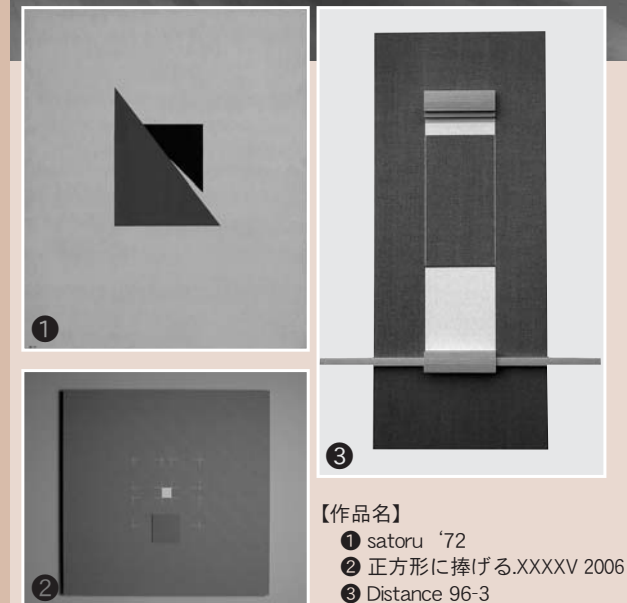
## 「Satoru Sato Art Museum」 がオープンしました

登米市（中田町石森）出身でパリ在住の造形作家、佐藤達さんの作品の常設展示室「Satoru Sato Art Museum（サトル・サトウ・アート・ミュージアム）」が、中田生涯学習センター内に7月29日からオープンしました。佐藤さんから寄贈を受けた作品の常設展示のほか、フランスなどの美術家、コレクターから贈られた作品の展示も行っています。

- 開館時間 午前9時～午後5時（入館は4時まで）
- 休館日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）。ただし8月は無休
- 入館料 無料

### 【問い合わせ】

教育委員会中田事務所（中田生涯学習センター内）  
 ☎ 0220 (34) 8081



【作品名】  
 ① satoru '72  
 ② 正方形に捧げる.XXXXV 2006  
 ③ Distance 96-3

## 河川情報カメラからの画像で減災を

市と北上川下流河川事務所が7月10日、市役所迫庁舎で北上川と旧北上川の画像情報提供に関する協定を結びました。協定の内容は、同事務所が北上川と旧北上川に設置している、21カ所の河川情報カメラの画像情報を市が提供を受けるといったもの。同事務所が設置した通信ケーブルを使って、防災課の事務スペースにあるテレビモニターから、河川情報を入手することができるようになりました。布施市長は「台風や大雨などで北上川、旧北上川の水位が上昇して洪水する恐れがある場合に、カメラから配信される画像の情報により、いち早く防災・減災活動に取り組むことができる。市民皆さんに正しい河川情報を伝えていきたい」とあいさつ。三石真也所長と協定書を取り交わしました。協定の取り交わしは、同事務所管内では平成11年の旧鹿島台町（大崎市）、平成18年の東松島市に次いで3例目。今後はこの協定により、北上川と旧北上川の増水時に的確な判断が期待されます。



協定式で公開された北上川・旧北上川の河川情報をモニターテレビで確認する布施市長（右）と三石所長

【問い合わせ】 総務部防災課 ☎ 0220 (22) 2130